

松本市租税教育推進協議会会則

第1条 (名称、事務局)

この会は松本市租税教育推進協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を松本税務署に置く。

第2条 (目的)

協議会は、税務官庁、教育関係者及び税務関係団体が協力して国税及び地方税に関する租税教育並びに税務広報を推進し、その効果を高めることを目的とする。

第3条 (構成員)

協議会は次の役職にある者をもって構成する。

松本市長
松本市教育長
松本税務署長
中信県税事務所長
松本市小学校長会長
松本市中学校長会長
長野県高等学校長会（市内代表校）代表
松本商工会議所会頭
松本地区納税貯蓄組合連合会会長
松本税務署管内青色申告会連合会会長
一般社団法人松本法人会会長
関東信越税理士会松本支部長

第4条 (事業内容)

協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 租税教室の推進
- (2) 税に関する作品の募集と表彰
- (3) 「税を考える週間」等への行事への参加
- (4) 税の広報資料の配布及び活用
- (5) その他

第5条 (会長及び副会長)

- 1 協議会に、会長1名、副会長2名を置き、会長は松本市長の職にある者とし、副会長は松本市教育長及び松本税務署長の職にある者とする。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ指定した副会長がその職務を代行する。

第6条 (幹事)

協議会の運営に当たり、構成団体から幹事として次の職にある者を充てる。

松本税務署税務広報広聴官

中信県税事務所次長

松本市市民税課長、松本市資産税課長、松本市納税課長、松本市保険税担当課長

松本市教育委員会学校教育課長

松本市教育委員会学校教育課学校支援室長

松本市教育委員会生涯学習課長兼中央公民館長

松本商工会議所事務局長

松本地区納税貯蓄組合連合会事務局長

松本税務署管内青色申告会連合会事務局長

一般社団法人松本法人会事務局長

なお、代表幹事は松本税務署税務広報広聴官の職にある者とする。

第7条 (会議)

- 1 協議会は、毎年1回、定期総会を開催する。
ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要の都度開催する。

第8条 (経費)

協議会の費用は、その都度協議して決定する。

第9条 (事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成5年6月10日から施行する。
- 2 この会は設立年度の事業年度は設立のときから平成6年3月31日までとする。
- 3 平成6年6月24日一部改正
- 4 平成12年6月2日一部改正(関東信越税理士会松本支部長及び県高等学校長会(市内代表校)の構成員加入)
- 5 平成22年5月11日一部改正(第4条 事業内容を改正)
- 6 平成29年5月23日一部改正(第3条、第6条 名称・組織変更等)
- 7 令和3年4月1日一部改正(第6条 職名変更)
- 8 令和4年4月1日一部改正(第6条 職名変更)